

火災予防上必要な業務に関する計画書（例）

（目的及び適用範囲）

第1 この計画は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例第42条の3に基づき 催しの名称 の火災予防上必要な業務に関する事項を定め、火災、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 この計画に定めた事項については、催しに関係するすべての者に適用する。

（主催者の責務と権原）

第2 主催者は、当該催しの火災予防上必要な業務に関する事項について、すべての責任を持つものとする。

2 関係者の中から防火担当者を定め、火災予防上必要な業務を行わせなければならない。

3 催しに出店する露店等の開設者（以下「出店者」という。）から、対象火気器具等の使用の有無、対象火気器具等の種類、台数等及び危険物の使用の有無、危険物の品名、数量、保管方法等並びに消火器設置の有無等を把握し、必要に応じて適切な指導を行うものとする。

4 防火担当者が火災予防上必要な業務に関する計画を作成する場合、必要な指示を与えなければならない。

5 防火担当者に対して指導監督を行うものとする。

（催し場所が広範囲にわたる場合の防火担当者の選任）

第3 催し場所が広範囲にわたる場合は、地区又は範囲ごとに防火担当者を置くものとし、防火担当者が複数人になる場合は、統括防火担当者を選任する。

2 日及び時間帯等により防火担当者に変更となる場合は、その状況を明確にしておくこと。

3 上記事項に該当する防火担当者の状況は、別添1のとおりとする。

(防火担当者の責務と権原)

第4 防火担当者は、この計画の作成及び実行について、すべての権原を持って次の業務を行うものとする。

- (1) 火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び提出
- (2) 出店者から得た情報に基づき、火災予防上の安全に配慮した会場の配置図の作成 (別添2 のとおり)
- (3) 催し会場全体における火災予防上の統括管理
- (4) 出店者に対する指導監督
- (5) 災害発生時の指揮命令
- (6) 緊急車両の通行に伴う誘導及び観客の整理・誘導等
(出店者の遵守事項)

第5 出店者は、当該催し期間中、次の事項について遵守しなければならない。

- (1) 当該計画書を遵守しなければならない。
- (2) 主催者に対し、事前に必要事項を報告するものとする。
- (3) 主催者が指定した範囲内に露店等を開設するものとする。
- (4) 主催者及び防火担当者の指示に従い、出火防止及び被害の軽減に努めなければならない。
- (5) 火災等の災害発生時は、速やかに防火担当者へ報告するとともに、初期消火、通報、避難誘導、応急救護を行わなければならない。
(催し開催前及び開催中の安全確認等)

第6 防火担当者は、別添3の防火安全チェック表により催しの開催前及び開催中に会場内の安全確認を行うものとし、その状況を主催者に報告するものとする。

(地区別任務分担及び活動)

第7 防火担当者は、事前に災害発生時の任務分担を別添4のとおり定め、各担当者に任務内容等を周知するとともに適切な行動をさせるものとする。

(催し関係者の緊急時連絡先)

第8 催しにおける火災等の災害発生時の緊急連絡先は、次のとおりとする。

(1) 主催者・・・緊急連絡先： _____

常駐場所： _____

(2) 防火担当者・・・緊急連絡先： _____

(統括) 常駐場所： _____

(3) 露店統括責任者・・・緊急連絡先： _____

常駐場所： _____

(防災教育の実施)

第9 防火担当者は、事前に関係者に対して必要な防災教育を実施するものとする。

(その他)

第10 この計画書に定められたもののほか、火災予防上必要となった事項は主催者等と協議し、その都度定めるものとする。